

平成23年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 弁護士 伊藤 倫文

＜対象事件＞ 県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について

＜選定理由＞ 県民生活部文化芸術課では、① 所管する施設〔芸文センター（栄施設・名城施設）及び陶磁資料館〕への指定管理者制度導入に係る検討が必要であること、② 美術館・陶磁資料館で開催される企画展等の入場料収入等が十分でなく、事業採択・事業遂行のあり方を検討する必要があること、③ 所管する基金（文化振興基金、美術品等取得基金）の必要性、運用方法も検討する必要があること、④ 財団法人愛知県文化振興事業団のあり方、事業の効率性も検討する必要があること、⑤ 3年ごとの開催が予定されているあいちトリエンナーレの財務状況を監査する必要性が高いこと等の理由による。

＜結果・意見＞ ※ 違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては、【結果】（合計5点）を、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては【意見】（合計124点）を記載した。なお、以下、【結果】は■、【意見】は▲で記載した。

<p>【総論的問題】</p> <p>▲ 行政財産の目的外使用における建物使用料の算出方法（60頁） 建物の使用料については、個別の対象建物の価格が十分には反映されていない点を改めるべき。</p> <p>▲ レストラン等における、目的外使用に係る使用料の大幅減免（62・64・259・270～・309～頁）</p> <ol style="list-style-type: none">1 使用者の募集にあたっては、応募がないからといって、基準額の1/2減免等の大幅減免をするのではなく、使用者側に減免希望額を提示させるような方法での募集も考えるべき。2 減免許可には、減免を相当とする資料（類似施設の賃料資料等）での裏付けを必要とすべき。3 「細目料金」基準の例外としての使用料を個別に指定することも検討すべき。 <p>▲ 指定管理者制度の導入の検討（114・321～・377頁） 司書、学芸員による専門的業務に係る県直営の必要性等を理由に当該制度を導入していないが、専門的業務でも指定管理者に委ねることができる部分があるかも含め、制度導入を個別具体的に検討すべき。</p> <p>▲ 文化振興基金（72頁） 平成23年改正で、改正後に積み立てられた基金については取り崩せることになったが、運用利率も低いため、厳しい財政状況を考えれば、改正前に積み立てられた基金の取り崩しも検討してよい。</p> <p>【芸文センター（栄施設）等】</p> <p>▲ 修繕計画（芸文センター）（107頁）：予算上の問題はありますが、早期に修繕計画を立案すべき。</p> <p>▲ 収支状況の把握（美術館）（133頁） 芸文センターが複合館であるため、美術館のみの収支状況の把握が困難ともいえるが、共通経費を一定基準にしたがって、振り分けるなどして、美術館としての収支状況を把握するのが望ましい。</p> <p>■ 美術品収集委員会の会議録（154頁） 一部の会議録は作成されておらず、会議録の5年間保管を規定する同委員会開催要領に違反している。</p> <p>■ 寄託手続（158頁） 寄託候補作品について、収集委員会において協議がなされず、報告事項にとどめられている。かかる運用は、収集委員会開催要領第2条に違反しており、速やかに是正されるべき。</p> <p>▲ 所蔵作品の常設展等への展示（美術館、陶磁資料館）（166・351頁） 所蔵作品を有効に活用するため、公開回数が少ない作品を把握し、多くの作品を展示すべきである。（なお、陶磁資料館では、展示の入れ替え回数を増やすべき）。</p> <p>■ 美術品等の点検と県財務規則118条（170・290頁） 同規則では、美術品等も、毎年度1回以上点検し、帳簿に記載する旨規定しているが、美術品等については、毎年度1回点検がなされておらず、規則に違反する。実態にあった形で、別途、美術品等の定期点検に関する規定を整備すべき（図書館の蔵書点検も同じ）。</p> <p>▲ 企画展のための実行委員会方式（195頁） 巡回展覧会のマネージメント団体に基本経費分担金を支出する場合、費用明細の提示を受けて金額の妥当性を十分検討するとともに、マネージメント団体による企画構成等に係る費用対効果を検証すべき。</p> <p>▲ 劇場の利用範囲（芸術劇場）（231頁） 文化・芸術に関するものであれば、実演を必須とすべきでなく、施設の利用率向上の観点から、一般申込締切後は、講演等での利用など、利用促進を行うことが望ましい。</p>	<p>【図書館】</p> <p>▲ 情報管理システムのメンテナンスが随意契約でなされている点（306頁） 次期情報管理システム導入にあたっては、システム構築部分のみの一般競争入札によるのではなく、メンテナンス業務についても想定した形での業者選定方法を検討すべき。</p> <p>▲ 利用者情報の利用（308頁） 個人を特定しない形での利用情報を活用して、利用者ニーズの把握に役立てるべき。</p> <p>▲ 5階会議室（314頁） 稼働率は極めて低い。図書館運営上支障が生じない範囲内で一般向けに利用を認めることを検討すべき。</p> <p>【陶磁資料館】</p> <p>▲ 企画展・特別企画展の収支バランス（359頁） 観覧料収入だけでは支出を賄えないものがほとんどであるが、各企画展等の収支明細を作成することを制度化し、収支バランスを考慮して、より多くの観覧者が訪れるような企画・広報を検討すべき。また、運営会議においても、個々の企画展等の収支状況をチェックし、協議すべき。</p> <p>▲ 施設の有効活用（入場者増）に向けて（361・366・375・379～384頁） 名称変更、レストラン自体の集客力確保、新規来館者誘発企画、やきもの展示即売会や広大な敷地を利用したイベント、広報活動の工夫、自治体・教育機関との連携、友の会の活用等を検討する必要がある。</p> <p>【財団法人愛知県文化振興事業団】</p> <p>▲ 文化事業への補助金（423・425・434頁） 事業団の行う芸術文化事業等は、県の補助事業として行われており、受益者負担額が少ない。受益者負担の増額とともに、県の補助金交付審査もより厳密に行い、効果測定をすることも必要と考える。</p> <p>▲ 県の実質的負担のもとでの運営（452頁） 財団の基本財産や文化振興基金の運用益が、運用利率の低下で、設立時の予定より大幅に減少しており、県の一般財源による補助金負担も大きくなっていること等から、事業団のあり方を抜本的に考えるべき。</p> <p>■ 随意契約を締結する時点の業者評価（450頁） 近い年度に契約履行に問題があったにもかかわらず、「良好」業者と評価して随意契約するのは妥当でない。</p> <p>▲ 基本財産の帰趨（456頁） 公益法人化に向けて、法人の解散、基本財産の譲渡がある場合における基本財産の帰趨について、県の出捐分が県に譲渡されるように検討すべき。</p> <p>【トリエンナーレ】</p> <p>▲ 芸術監督の選任方法・権限（480頁） 選考委員会の結果を実行委員会の運営会議で持ち回り決議して、芸術監督が選任されているが、大きな権限・裁量を有する芸術監督の選任は、実際に運営会議を開催し、実質的な審議を経て決議すべき。</p> <p>▲ 作品ディスプレイ委託費のあり方（484～497頁） 本委託については、最低入札価格が執行予定価格を大きく上回り、すべて入札不調で、最低価格入札者と随意契約をしており、執行予定価格の算出に問題がある。また、契約した業者と追加ディスプレイを随意契約しているが（追加契約の方が本契約より高額なものもある）、当初発注の時点から、十分打合せを行い、追加・変更は最小限にすべき。入札参加者、見積業者もほとんど同じ業者である点も改善すべき。</p>
--	---